

備前市・瀬戸内市で、全国初！ 新しい形の監査委員事務局がスタートします

平成 28 年(2016 年)3 月 11 日(金)

備前市・瀬戸内市の2市は、平成28年4月1日に『備前市瀬戸内市監査委員事務局』を設置し、監査委員に関する事務を共同で行います。

1 背景

自治体における監査機能の強化が求められていますが、備前市や瀬戸内市のような小規模な自治体では監査委員事務局の職員数が非常に限られ、人材育成も容易ではなく、人事ローテーションなどに起因する職員の経験不足や監査対象部署からの独立性が不十分といった課題があります。

監査委員事務局を共同設置しスタッフを増やすことで監査体制が強化され、事務の効率化と専門性・独立性が高まり、組織的な監査を行っていくことができます。

2 備前市瀬戸内市監査委員事務局について

共同設置される事務局の名称は『備前市瀬戸内市監査委員事務局』といい、この事務局は、備前市、瀬戸内市それぞれに置かれている監査委員の指揮命令を受け、組織上も2市それぞれの組織の一部(備前市の監査委員事務局でもあり瀬戸内市の監査委員事務局でもある)となります。

今回の取り組みは新しい事務の共同処理の形であり、合併などとは異なり各構成団体の主体性が維持されることが特徴です。そのため、それぞれの市の実情に合った体制を維持しながら、組織的な監査を行うことができます。

○ 改正地方自治法に基づく新たな形を採用 → 監査委員事務局は全国初！

事務の共同処理方式としての機関の共同設置は、効率的な行政運営や事務の補完を可能にすることを目的とした地方自治法上の制度ですが、平成23年の法改正により共同設置の範囲が拡大され、委員会又は委員の事務局や市長部局の内部組織についても可能となったことにより、このたびの監査委員事務局の共同設置となりました。

この法改正による共同設置の事例としては、大阪府内の市町村において複数ありますが、いずれも市長部局における内部組織であり、監査委員事務局では今回が初の事例となります。

○ 事務局の執務場所

主たる執務場所 瀬戸内市役所内 ※幹事市
従たる執務場所 備前市役所内

3 これまでの経過及び予定

平成25年11月7日	監査共同組織に関する研究会発足
平成25年12月～平成28年2月	研究会開催(計18回)
平成27年12月	両市議会において共同設置を可決
平成28年4月1日	監査委員事務局共同設置